（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の基準）

第九十二条の三　令第十条ただし書の経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制は、次の各号に掲げるものとする。

一～六　［略］

七　法第三十九条の三第一項又は法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合するものであること

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の更新）

第九十二条の四　令第十条ただし書の認定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日にその効力を失う。

一　法第三十九条の八に基づく認定の更新と同時に令第十条ただし書の認定の更新を受けなかつたとき　法第三十九条の八に基づく認定の更新を受けた日

二　［略］

2　［略］

様式第37（第77条、第78条関係）

［略］

備考　1・2　［略］

3　前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査の年月日の欄に、（　）を設け、休止期間を記載すること。

4～6　［略］

様式第38（第77条、第78条関係）

［略］

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A5とすること。

2～4　［略］

様式第42（第79条関係）

［略］	［略］
保安検査の年月日	
検査員氏名	
［略］	［略］

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第三条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定置式製造設備に係る技術上の基準）	（定置式製造設備に係る技術上の基準）
第六条　［略］	**第六条**　［略］
2　製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第二号の経済産業	2　製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第二号の経済産業

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の基準）

第九十二条の三　令第十条ただし書の経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制は、次の各号に掲げるものとする。

一～六　［略］

七　法第三十九条の三第一項の認定の基準又は法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合するものであること

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の更新）

第九十二条の四　令第十条ただし書の認定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日にその効力を失う。

一　法第三十九条の八に基づき認定の更新を受けることにその更新を受けなかつたとき　法第三十九条の八に基づく認定の更新を受けた日

二　［略］

2　［略］

様式第37（第77条、第78条関係）

［略］

備考　1・2　［略］

3　前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日の欄に、（　）を設け、休止期間を記載すること。

4～6　［略］

様式第38（第77条、第78条関係）

［略］

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2～4　［略］

様式第42（第79条関係）

［略］	［略］
検査年月日	
検査員氏名	
［略］	［略］

［略］